契約の結び方・送り方と収入印紙

結び方・送り方	収入印紙	どこにそう書いてあるか
紙の契約書に署名・押印して相手に渡す	必要（号と記載金額による）	通達：相手に交付する文書は交付の時に作成されたことになります
契約書をPDFにしてメールで送る	不要	質疑応答：電磁的記録は課税物件表の文書に含まれません
電子契約サービスで電子署名して結ぶ	不要	国会答弁：電磁的記録で作成されたものには課税されないと政府が答えています
FAXで送る	不要	タックスアンサー：正本は送った側に残り、相手には交付されません
受け取ったPDFやFAXを相手が印刷して保管する	不要	タックスアンサー：受け取った側で出力した文書は写しと同じ扱いです
メールで送ったあと、紙の正本も持参や郵送で渡す	その紙に必要	国税庁の解釈・文書回答：現物を交付すれば、その現物が課税文書になります
メールで送った側が手元に残す紙の原本	不要	国税庁の解釈：交付しないので課税文書になりません

「不要」は、紙の文書を相手に渡さないときの扱いです。同じ契約で紙も渡せば、その紙には印紙が要ります。

国税庁 印紙税法基本通達 第44条（作成の意義）（https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/inshi/inshi01/07.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例 印紙税 02/10（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/02/10.htm、2026年11月16日確認）
参議院 内閣参質一六二第九号 答弁書（平成17年3月15日）（https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7120 契約書の写し、副本、謄本等（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7120.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 その他法令解釈「コミットメントライン契約に関して作成される文書」問2（https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/inshi/5111/01.htm、2026年11月16日確認）
福岡国税局 文書回答事例（平成20年10月24日）注文請書の電子メール送信
（https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/01.htm、2026年11月16日確認）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成（令和8年4月1日現在法令等）